

輸出先国制限の公表 拠点

○農林水産省告示第千六百七十七号

種苗法（平成十年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第二項及び
第二十二条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和六年九月六日

農林水産大臣 坂本 哲志

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第30456号 令和6年9月6日	Oryza sativa L.	笑みたわわ	国立研究開発法人農業・ 食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三 丁目1番地1 国立研究開発法人国際農 林水産業研究センター 茨城県つくば市大わし1 番地1	なし	登録品種につき品種 の育成に関する保護 を認めていない国以 外の国であって指定 国以外の国に対し種 苗を輸出する行為及 び当該国に対し最終 消費以外の目的を もって収穫物を輸出 する行為を制限す る。